

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料				別表第1（第2条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
5	法第9条第1項の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	[略]	11,000円	5	法第9条第1項の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	[略]	9,900円
[略]				[略]			
7	法第10条の2第1項の特例風俗営業者の認定	[略]	15,000円 当該申請を行う者が同時に他の同項の認定の申請を行う場合における当該他の同項の認定の申請に係る審査 11,700円	7	法第10条の2第1項の特例風俗営業者の認定	[略]	13,000円 当該申請を行う者が同時に他の同項の認定の申請を行う場合における当該他の同項の認定の申請に係る審査 10,000円
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第3（第2条関係） 火薬類取締法関係事務手数料				別表第3（第2条関係） 火薬類取締法関係事務手数料			

事務	名称	金額
[略]		
3 法第19条第1項の運搬証明書の交付	[略]	2,400円
[略]		

別表第4（第2条関係）

質屋営業法関係事務手数料

事務	名称	金額
1 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この表において「法」という。）第2条第1項の質屋営業の許可の申請に対する審査	[略]	25,000円
[略]		

別表第5（第2条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 法第59条第9項の運搬証明書の書換え	[略]	4,600円
[略]		

別表第6（第2条関係）

銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
6 法第6条第1項の国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	[略]	[略] 当該申請を行う者が同時に他の法第6条第1項

事務	名称	金額
[略]		
3 法第19条第1項の運搬証明書の交付	[略]	2,100円
[略]		

別表第4（第2条関係）

質屋営業法関係事務手数料

事務	名称	金額
1 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この表において「法」という。）第2条第1項の質屋営業の許可の申請に対する審査	[略]	22,000円
[略]		

別表第5（第2条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 法第59条第9項の運搬証明書の書換え	[略]	5,400円
[略]		

別表第6（第2条関係）

銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
6 法第6条第1項の国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	[略]	[略] 当該申請を行う者が同時に他の法第6条第1項

		の許可の申請を行う場合における当該他の同項の許可の申請に係る審査 1,600円
[略]		
8 法第7条第2項の許可証の再交付	[略]	2,200円
[略]		

別表第7（第2条関係）

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
2の8 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付	[略]	2,000円	
[略]			
5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]
		[略]	
		法第97条の2第1項の	[略]
		4,400円	法第97条第1項

		の許可の申請を行う場合における当該他の同項の許可の申請に係る審査 1,800円
[略]		
8 法第7条第2項の許可証の再交付	[略]	1,900円
[略]		

別表第7（第2条関係）

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
2の8 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付	[略]	1,800円	
[略]			
5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]
		[略]	
		法第97条の2第1項の	[略]
		4,100円	法第97条第1項

	適用を受けない場合		第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,050円</u>
普通自動車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,850円</u>
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,100円</u>
特定第一種運転免許（大型）	[略]		
	法第97条の2第1項の	[略]	<u>2,950円</u> 法第97条第1項

	適用を受けない場合		第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,600円</u>
普通自動車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,350円</u>
特定第一種運転免許（大型）	[略]		
	法第97条の2第1項の	[略]	<u>2,600円</u> 法第97条第1項

特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	適用を受けない場合		第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	<u>4,500円</u>
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]		<u>1,850円</u>
	[略]			
大型自動車	法第97条の	[略]		<u>1,750円</u>

特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	適用を受けない場合		第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	<u>4,050円</u>
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]		<u>1,900円</u>
	[略]			
大型自動車	法第97条の	[略]		<u>1,700円</u>

	車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車	2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合			
		[略]			
	第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	4,550円	[略]
	仮運転免許に係る試験	[略]			
		法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	2,850円	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 4,400円
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]		4,050円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 6,700円
	普通自動車仮運転免許	[略]		3,850円	

	車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車	2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合			
		[略]			
	第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	4,800円	[略]
	仮運転免許に係る試験	[略]			
		法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	2,900円	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 4,350円
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]		3,900円	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 6,400円
	普通自動車仮運転免許	[略]		3,750円	

	許を受けている者に対する検査		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,750円</u>	
7 法第100条の2第1項の再試験	準中型自動車免許に係る再試験	[略]	<u>2,000円</u> 法第100条の2第2項の準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,650円</u>	
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	<u>1,950円</u> 法第100条の2第2項の普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>2,850円</u>	
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車	[略]	<u>1,750円</u> 法第100条の2第	

	許を受けている者に対する検査		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,550円</u>	
7 法第100条の2第1項の再試験	準中型自動車免許に係る再試験	[略]	<u>1,900円</u> 法第100条の2第2項の準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,400円</u>	
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	<u>1,750円</u> 法第100条の2第2項の普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>2,550円</u>	
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車	[略]	<u>1,650円</u> 法第100条の2第	

	免許に係る再試験		2項の大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,300円</u>	
	原動機付自転車免許に係る再試験	[略]	<u>1,050円</u>	
8 法第	[略]			
92条第1項の免許証の交付	仮運転免許に係る免許証の交付	[略]	<u>1,100円</u>	
9 法第	[略]			
94条第2項の免許証の再交付	仮運転免許に係る免許証の再交付	[略]	<u>1,100円</u>	
10 法第	[略]			
101条第1項、第	免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定に基づき免許	[略]	<u>2,500円</u>	

	免許に係る再試験		2項の大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,100円</u>	
	原動機付自転車免許に係る再試験	[略]	<u>1,000円</u>	
8 法第	[略]			
92条第1項の免許証の交付	仮運転免許に係る免許証の交付	[略]	<u>1,150円</u>	
9 法第	[略]			
94条第2項の免許証の再交付	仮運転免許に係る免許証の再交付	[略]	<u>1,150円</u>	
10 法第	[略]			
101条第1項、第	免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定に基づき免許	[略]	<u>2,550円</u>	

101 条 の 2 第 1 項又 は 第 101 条 の 2 の 2 第 1 項の免 許証の 更新	証の更新の申請をす る場合に限る。)			
[略]				
11の 2	法第97条の 2 第 1 項第 3 号イ、第101条の 4 第 2 項 又は第101条の 7 第 1 項の認 知機能検査	[略]	<u>650円</u>	
12	法第91条の規定により運転 することができる自動車等の 種類を限定された者のその限 定の全部又は一部の解除の審 査	[略]	<u>1,450円</u> 公安委員会が提 供する自動車 を使用して受ける 場合 <u>3,000円</u>	
13	法第99条の 2 第 4 項の技能 検定員資格者証の交付	[略]	<u>1,100円</u>	
14 法第 99条の 2 第 4 項第 1 号イの	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る審査 普通自動車免許に係	[略]	<u>23,100円</u> [略]	
		[略]	<u>19,650円</u>	

101 条 の 2 第 1 項又 は 第 101 条 の 2 の 2 第 1 項の免 許証の 更新	証の更新の申請をす る場合に限る。)			
[略]				
11の 2	法第97条の 2 第 1 項第 3 号イ、第101条の 4 第 2 項 又は第101条の 7 第 1 項の認 知機能検査	[略]	<u>750円</u>	
12	法第91条の規定により運転 することができる自動車等の 種類を限定された者のその限 定の全部又は一部の解除の審 査	[略]	<u>1,400円</u> 公安委員会が提 供する自動車 を使用して受ける 場合 <u>2,850円</u>	
13	法第99条の 2 第 4 項の技能 検定員資格者証の交付	[略]	<u>1,150円</u>	
14 法第 99条の 2 第 4 項第 1 号イの	大型自動車免許、中 型自動車免許又は準 中型自動車免許に係 る審査 普通自動車免許に係	[略]	<u>23,400円</u> [略]	
		[略]	<u>19,500円</u>	

審査	る審査		[略]	
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>14,500円</u>	
15 法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	[略]	<u>21,700円</u>	
			[略]	
			<u>1,100円</u>	
			[略]	
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	[略]	<u>14,600円</u>	
			[略]	
	普通自動車免許に係る審査	[略]	<u>11,800円</u>	
			[略]	
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>9,400円</u>	
			[略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る	[略]	<u>12,750円</u>	
			[略]	

審査	る審査		[略]	
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>14,700円</u>	
15 法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	[略]	<u>21,500円</u>	
			[略]	
			<u>1,150円</u>	
			[略]	
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	[略]	<u>14,550円</u>	
			[略]	
	普通自動車免許に係る審査	[略]	<u>11,850円</u>	
			[略]	
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>9,650円</u>	
			[略]	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る	[略]	<u>12,450円</u>	
			[略]	

	審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの			
17	法第107条の7第1項の国外運転免許証の交付	[略]	<u>2,400円</u>	
18	法第 [略]			
108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>2,100円</u>	
	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>4,100円</u>	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）			
	準中型自動	[略]	講習	

	審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの			
17	法第107条の7第1項の国外運転免許証の交付	[略]	<u>2,350円</u>	
18	法第 [略]			
108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>1,950円</u>	
	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>4,450円</u>	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）			
	準中型自動	[略]	講習	

	車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）		1時間 <u>3,400円</u>	
	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,450円</u>	
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,100円</u>	
	[略]			
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	[略]	[略]	講習 1時間 <u>1,400円</u>	
	[略]			
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	[略]	[略]	講習 1時間 <u>1,300円</u>	
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	[略]	[略]	講習 1時間 <u>650円</u>	
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	[略]	[略]		[略]
	原動機付自転車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,400円</u>	

	車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）		1時間 <u>3,500円</u>	
	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,800円</u>	
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,150円</u>	
	[略]			
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	[略]	[略]	講習 1時間 <u>1,500円</u>	
	[略]			
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	[略]	[略]	講習 1時間 <u>1,400円</u>	
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	[略]	[略]	講習 1時間 <u>750円</u>	
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	[略]	[略]		[略]
	原動機付自転車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,450円</u>	

[略]			
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	[略]	<u>4,650円</u>
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受	[略]	<u>4,650円</u> 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下

[略]			
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	[略]	<u>5,100円</u>
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受	[略]	<u>5,100円</u> 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下

けている者 に対する講 習（法第97 条の2第1 項第3号イ 又は第101 条の4第2 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの に限る。）		しているおそれ があることを示 すものとして道 路交通法施行規 則（昭和35年総 理府令第60号。 以下この表にお いて「府令」と いう。）で定め る基準に該当す るものである場 合 <u>7,550円</u>
--	--	--

小型特殊自 動車免許以 外の第一種 運転免許又 は第二種運 転免許を受 けている者 に対する講 習（法第 101条の7 第4項の認 知機能検査 の結果に基 づいて行う ものに限る	[略]	<u>5,650円</u>
---	-----	---------------

けている者 に対する講 習（法第97 条の2第1 項第3号イ 又は第101 条の4第2 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの に限る。）		しているおそれ があることを示 すものとして道 路交通法施行規 則（昭和35年総 理府令第60号。 以下この表にお いて「府令」と いう。）で定め る基準に該当す るものである場 合 <u>7,950円</u>
--	--	--

小型特殊自 動車免許以 外の第一種 運転免許又 は第二種運 転免許を受 けている者 に対する講 習（法第 101条の7 第4項の認 知機能検査 の結果に基 づいて行う ものに限る	[略]	<u>5,800円</u>
---	-----	---------------

。)			
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	[略]	<u>2,000円</u>	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の	[略]	<u>2,000円</u> 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして府	

。)			
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	[略]	<u>2,250円</u>	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の	[略]	<u>2,250円</u> 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして府	

	4第2項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		令で定める基準に該当するものである場合 <u>4,300円</u>	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	[略]	<u>2,400円</u>	
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>13,200円</u>	
	[略]			
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	[略]	講習 1時間	<u>1,900円</u>	

[略]

	4第2項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		令で定める基準に該当するものである場合 <u>4,450円</u>	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	[略]	<u>2,350円</u>	
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>12,500円</u>	
	[略]			
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	[略]	講習 1時間	<u>2,000円</u>	

[略]

20	法第104条の4第5項の運転経歴証明書の交付	[略]	<u>1,000円</u>	
20の2	法第104条の4第5項の運転経歴証明書の再交付	[略]	<u>1,000円</u>	
21	法第 [略]			
108条の2第2項の講習	施行令第37条の6の2の講習	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習（以下「特定任意高齢者簡易講習」という。）	[略]	<u>1,500円</u>
		特定任意高齢者簡易講習以外の講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条	[略]	<u>4,650円</u>

20	法第104条の4第5項の運転経歴証明書の交付	[略]	<u>1,100円</u>	
20の2	法第104条の4第5項の運転経歴証明書の再交付	[略]	<u>1,100円</u>	
21	法第 [略]			
108条の2第2項の講習	施行令第37条の6の2の講習	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習（以下「特定任意高齢者簡易講習」という。）	[略]	<u>1,800円</u>
		特定任意高齢者簡易講習以外の講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条	[略]	<u>5,100円</u>

の4第2項 又は第101 条の7第4 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの を除く。)			
特定任意高 齢者簡易講 習以外の講 習（法第97 条の2第1 項第3号イ 又は第101 条の4第2 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの に限る。）	[略]	4,650円 当該認知機能検 査の結果が認知 症のおそれがあ ることその他の 認知機能が低下 しているおそれ があることを示 すものとして府 令で定める基準 に該当するもの である場合 7,550円	
特定任意高 齢者簡易講 習以外の講 習（法第 101条の7 第4項の認	特定任意 臨時高齢 者講習手 数料	5,650円	

の4第2項 又は第101 条の7第4 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの を除く。)			
特定任意高 齢者簡易講 習以外の講 習（法第97 条の2第1 項第3号イ 又は第101 条の4第2 項の認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの に限る。）	[略]	5,100円 当該認知機能検 査の結果が認知 症のおそれがあ ることその他の 認知機能が低下 しているおそれ があることを示 すものとして府 令で定める基準 に該当するもの である場合 7,950円	

		知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		
22	法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習	[略]	講習 30分 350円	

[略]

別表第9（第2条関係）

警備業法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
7 法第22条第5項の警備員指導教育責任者資格者証の書換え	[略]	2,000円
[略]		
16 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の機械警備業務管理者資格者証の書換え	[略]	2,000円
[略]		

22	法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習	[略]	1,400円 公安委員会が法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有すると認める者に対する講習である場合 800円	

[略]

別表第9（第2条関係）

警備業法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
7 法第22条第5項の警備員指導教育責任者資格者証の書換え	[略]	1,800円
[略]		
16 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の機械警備業務管理者資格者証の書換え	[略]	1,800円
[略]		

別表第10（第2条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事務	名称	金額
1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	<u>13,000円</u>
2 法第5条第5項の認定証の再交付	[略]	<u>1,900円</u>
[略]		

別表第11（第2条関係）

探偵業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	[略]	<u>1,500円</u>
3 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	[略]	<u>1,000円</u>

別表第10（第2条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事務	名称	金額
1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この表において「法」という。）第4条の自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	[略]	<u>12,000円</u>
2 法第5条第5項の認定証の再交付	[略]	<u>1,700円</u>
[略]		

別表第11（第2条関係）

探偵業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	[略]	<u>1,600円</u>
3 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	[略]	<u>1,100円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。